

# 東郷町立東郷小学校いじめ防止基本方針

平成30年7月一部改定

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、日頃からいじめの些細な兆候を見逃さないように努めると共に、社会全体で組織的に対応していく必要があります。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはなりません。そのために、児童一人一人が大切にされているという実感をもつと共に、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。一方、児童の生活の基盤は家庭・地域社会にあることから、家庭を含む地域全体で児童を支えていくことも必要となります。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めます。

### 【いじめの定義】

#### 「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校問題対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応します。全教員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加えます。

### (1) 「学校いじめ対策組織」の役割

#### ア 「東郷小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 学校診断アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、必要な改善策を検討します。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「東郷小学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図ります。
- 児童へのアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めます。

#### ウ 保護者、地域住民への情報発信と意識啓発

- 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、保護者や地域住民への意識啓発を図ります。

#### エ いじめに対する措置（いじめへの対処）

- いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織します。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対処します。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

### 3 いじめ防止等の取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童が「ありがとう」を伝え合う機会を多くつくり、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、安心して、安定した学校生活を送ることができる集団づくりに努めます。
- イ 児童が学びやすく、全員参加の授業づくりに努めます。
- ウ 教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図ると共に、異学年や地域の人との交流等、様々な体験活動を推進し、「人を大切にする」とはどのようなことなのかを示していきます。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう、継続的に指導します。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と児童との良好な人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、学級担任とスクールカウンセラーや養護教諭が協力して教育相談を充実し、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- イ 学期1回の教育相談アンケートに加え、簡単なアンケートを毎月1回行い、児童の小さなサインを見逃さないように努めると共に、児童自らがSOSを発しやすい環境を整えます。
- ウ 毎月の運営委員会において児童の様子を報告することで細かな実態把握を行い、以後の指導に役立てます。

#### (3) いじめに対する措置（いじめへの対処）

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校問題対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害児童を守り通す姿勢で対応し、加害児童については毅然とした姿勢で指導・支援を行います。
- ウ 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や関係機関（警察署、児童相談所等）と連携して対応します。
- エ 直接関係のない児童にも、いじめられた児童の苦しさを伝え、傍観者とならずにいじめを見過ごさない態度を育成します。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態発生時の対応（東郷町いじめ防止基本方針）」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校問題対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

### 5 取組に対する検証・見直し

- (1) 「東郷小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) 教職員及び保護者に、いじめに関する項目を盛り込んだ学校診断アンケートを実施し、「いじめ・不登校問題対策委員会」でいじめ防止等に関する取組の検証を行います。

### 6 その他

- (1) 東郷小学校では、いじめ防止等に関する校内研修に積極的に取り組み、児童理解やいじめ対応

に関する教職員の資質向上に努めます。

(2) 「東郷小学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ周知すると共に、学校ホームページに掲載します。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

<いじめ防止等の年間計画>

	いじめ・不登校問題対策委員会等	未然防止の取組	早期発見の取組	家庭・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容確認、前年度までの児童の状況について共有① ○運営委員会	○学級開き ○1年生を迎える会 ○縦割り清掃開始(異学年集団活動)	○児童、保護者へ相談室やSCの周知 ○身体測定 ○ミニアンケート	○学習参観 ○PTA総会、学級・学年懇談会で「学校いじめ基本方針」周知 ○家庭確認(家庭訪問)
5月	○運営委員会	○運動会	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○家庭確認(家庭訪問) ○運動会児童席用テント設営・片付け ○運動会参観(保護者アンケート)
6月	○相談結果と児童の状況の共有② ○特別支援教育・教育支援委員会 ○運営委員会	○授業研究全体会	○教育相談週間	○引取下校訓練
7月	○運営委員会	○野外活動(5年)	○ミニアンケート	○個人懇談会 ○学校評議員会
8月	○現職研修 ○運営委員会			○校内除草活動
9月	○運営委員会	○修学旅行(6年)	○身体測定 ○ミニアンケート	○学習参観(保護者アンケート)
10月	○特別支援教育・教育支援委員会 ○運営委員会	○学習発表会 ○授業研究全体会	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○学習発表会参観(保護者アンケート)
11月	○相談結果と児童の状況の共有③ ○運営委員会	○業間かけ足 ○校内マラソン大会	○教育相談週間	○校内マラソン大会参観
12月	○学校診断アンケート(教職員) ○運営委員会	○人権週間 ○赤い羽根募金活動	○学校診断アンケート(4～6年)	○個人懇談会 ○学校評議員会 ○学校診断アンケート(保護者)
1月	○学校診断アンケート集計と結果分析 ○運営委員会 ○特別支援教育・教育支援委員会	○東小スタンプラリー(異学年集団活動)	○身体測定 ○教育相談アンケート ○教育相談週間	
2月	○相談結果と児童の状況の共有④ ○運営委員会 ○自己評価	○大綱大会 ○授業研究全体会	○教育相談週間	
3月	○運営委員会 ○学校関係者評価の結果を基に、「学校いじめ防止基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○卒業式	○ミニアンケート	○学校評議員会(学校関係者評価)
通年	○毎月の運営委員会で児童の状況報告	○全校集会での校長講話 ○道徳教育・人権教育の充実 ○全員参加の学びやすい授業づくり ○体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○交通安全指導(登校) ○PTA読み聞かせ